主 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 理 由

上告理由は別紙のとおりである。

上告理由第一点について

上告理由第二点について。

原審のなした上告人が本件売買当時その一切の財産を負債整理のための処分する 意図であつた旨の認定は、原判決挙示の証拠により首肯しえないわけではないし、 他人の物の売買契約を認定するには、第三者からの所有権移転が不能のばあいにそ なえて、その措置につき予め当事者間に合意がある事実を確定しなければならない ものではない。論旨は、原審の裁量に属する証拠の取捨、判断、事実の認定を非難 しまたは原審の認定にそわない事実を前提として原判決を非難するに帰しとるをえ ない。 よつて、本件上告は理由がないから、これを棄却すべく民事訴訟法第四〇 一条、第九五条第八九条にしたがい主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 松本冬樹 裁判官 胡田勲 裁判官 長谷川茂治)